

東京スクールオブミュージック＆ダンス専門学校高等課程及び
東京デザインテクノロジーセンター専門学校高等課程における
「フリーランス法特別講義」の開催について

令和８年８月１３日
公正取引委員会

公正取引委員会は、令和６年１１月１日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）の普及・啓発活動として、フリーランスと取引を行う事業者やフリーランス等を対象としたフリーランス法に関する説明会、当委員会の職員による講師派遣を実施しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、将来、フリーランスとしても活躍する機会が予想される専門学校生を対象に、フリーランス法の説明を中心とする「フリーランス法特別講義」を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日 時 令和８年８月２０日（木）１１時００分～１２時３０分
- ２ 場 所 東京スクールオブミュージック＆ダンス専門学校
東京都江戸川区西葛西３－１４－８
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- ４ 対象者 東京スクールオブミュージック＆ダンス専門学校 高等課程
バーチャルパフォーマーコース

東京デザインテクノロジーセンター専門学校 高等課程
テクノロジー＆エンターテインメント科
- ５ テーマ フリーランス法の概要等について

※ 今回の説明会は、説明中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和８年８月１９日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。
なお、学生への取材は本人了承の上で行っていただきますようお願いします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 フリーランス取引適正化室 電話 ０３－３５８１－５４７９（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

フリーランス法出前授業のご案内



フリーランス法とは？

フリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定された法律です。
～令和6年11月1日施行～

フリーランス法 義務と禁止行為

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 遵守事項(禁止事項) など

フリーランス法出前授業って？

将来、フリーランスとしても活躍する機会が予想される学生の皆さんに、フリーランス法の概要やフリーランス法との関わりを分かりやすく説明する授業です。
講師は公正取引委員会職員が担当します！



☑フリーランスとして仕事を受けるときには、仕事の条件をきちんと示してもらえるルール(取引条件の明示義務)があることを説明します。

☑授業の中では、「え、そんなことあるの!?!」と学生の皆さんが思わず反応してしまう「フリーランスあるあるトラブル」を題材に、寸劇を交えてフリーランス法を解説します。

☑フリーランスを巡る疑問にお答えします！

👉御要望に沿うよう、時期、内容、方法等について調整・検討します。
お気軽に御連絡ください。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 フリーランス取引適正化室
説明会担当 TEL：03-3581-4012（直通）